

平成28年11月25日  
長野県司法書士会

## 事業報告書

### 1 相談会名

「その請求に困ったら」相談会

### 2 開催日時

平成28年10月29日（土） 10時～17時

### 3 開催趣旨

平成26年度の司法統計によると第1審通常訴訟既済事件数のうち、金銭を目的とする訴えの総数31万599件のうち、被告側への代理人（弁護士又は司法書士）関与件数は3万4571件と全体の1割程度しかありません。

これらの請求の中には、既に消滅時効によって支払う必要のない請求や、猶予や免除制度を利用できたはずの奨学金の請求等が含まれると考えられます。また、この統計に含まれない訴訟に移行する前の支払督促や少額訴訟の申立てなども含めると膨大な数の各種請求が存在すると推測されます。本相談会は、何らかの金銭債権の請求を受けてお困りの方々のご相談にお応えするために開催しました。

### 4 相談件数

合計 5名

内訳	性別	男 3名	女 2名	
	年齢	30歳以上40歳未満		1名
		60歳以上70歳未満		4名
職業	会社員	1名		
	無職	3名		
	その他	1名		

相談会を知った先

市町村広報	2名
新聞	1名
他機関紹介	1名
その他	1名

## 5 主な相談内容

- ・過去に返済した債務の再請求について
- ・配偶者の債務の返済義務について
- ・リフォーム代金の請求について
- ・亡くなった家族に対する請求通知について
- ・遺留分請求について

## 6 実施した感想・コメント・今後の対応

今回の相談会は、様々な請求についての相談が寄せられ、「その請求に困ったら」というタイトルがふさわしい相談会であったと言えます。特に印象的だったのは、面談相談の方の中には、決して近いとは言えない地域から会場までお越しいただいた方がいらっしゃったことです。

今回受けた相談の中で、必要と思われる事案については、後日継続相談が可能な会員を紹介するという対応をさせていただきました。さらに、継続相談を受けた司法書士が、相談者の方に法テラスのサービスを案内し利用していただいた事例もありました。

このように、相談会における助言だけでなく、相談会を通して各地域の皆様にも最寄りの会員とのつながりを持っていただくとともに、経済的に余裕のない方には会員から法テラスのサービスを紹介し、利用していただくことで、経済的な負担を軽減できるという点にも、今回のような相談会を開催する意義があると改めて感じさせられました。

同時に、もっと相談件数があってもおかしくないという印象も受けました。特に、若年層の需要を拾えていない可能性があります。そのような面からも、今後も継続して本相談会を実施し、司法書士がこのような相談活動を行っていることを周知していくとともに、現在のホームページを利用した広報に加えて、Facebook 等を利用した司法書士の活動内容の発信を行うことも検討する意義がありそうです。